

新規就農者育成総合対策等における農業予算の確保を求める意見書

現行の「農業次世代人材投資事業」は、次世代を担う農業者となることを志す49歳以下の者に全額国費による支援を行うもので、平成24年の創設以来、多くの新規就農者に活用され、若年層の新規就農に大きく貢献してきたところです。

しかしながら、新規就農を支援する事業においては、来年度から「新規就農者育成総合対策」と名称が変更され、これまで全額国費で行われてきた支援が地方負担を伴う事業内容となっており、仮に地方負担が発生する場合、地方自治体の財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されます。

また、地方負担について、国費を地方交付税に置き換えることができるものではなく、地方交付税は地方公共団体固有の財源であり、到底容認できるものではありません。

よって、政府においては、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう引き続き十分な予算を確保するとともに、新規就農者育成総合対策については、その事業費をこれまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額を国費により措置されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月17日

北海道名寄市議会

| | | |
|--------|---|---|
| 衆議院議長 | } | 宛 |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 財務大臣 | | |
| 農林水産大臣 | | |